令和4年度 第七回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和4年10月31日(月)

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 特定最低賃金の改正決定等について
 - (2) その他
- 3 閉 会

令和4年度 第七回 茨城地方最低賃金審議会資料

令和4年10月31日 (月)

No. 1	令和4年度特定最低賃金改正審議結果	···P321
No. 2	茨城県特定最低賃金改正決定に関する専門部会報告書及び答申文(写り	ر)
•	・茨城県鉄鋼業最低賃金	···P322
•	・茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	···P324
•	・茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、	
	医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・	
	デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・	
	同部分品製造業最低賃金	···P326
No. 3	令和4年度特定最低賃金の改正状況(全国)	···P329

資料№ 1

令和4年度 特定最低賃金改正審議結果

項目	結審額	公示(予定)日	党却 公子圣学 [7]	効力発生日		
件名	結審日	異議申出締切日	官報公示予定日	州 //光土 日		
	令第6条5項適用有	令和4年10月24日		令和4年12月31日		
鉄鋼業	1,004円	17/144-10/7/241	令和4年11月22日	 - 		
<u> </u>	(+29円)	令和4年11月8日		指定発効		
	令和4年10月24日	77/144十11月0日		相足光划		
	令第6条5項適用有	令和4年10月25日		令和4年12月31日		
はん用機械器具、生産 用機械器具、業務用機	964円	17年十10万20日	令和4年11月24日	77444-12万 31 日		
械器具製造業	(+29円)	令和4年11月9日	11/14 1-1- 11/1241	指定発効		
	令和4年10月25日	17年十11万 5日		1日亿光》		
計量器・測定器・分析機 器・試験機・理化学機械器	令第6条5項適用有	令和4年10月24日		令和4年12月31日		
具、医療用機械器具・医療 用品、光学機械器具・レン	961円	13/HT 10/12TH	令和4年11月22日			
ズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、はおる気機は2000円	(+29円)	令和4年11月8日		指定発効		
情報通信機械器具、時計· 同部分品製造業	令和4年10月24日	11/11/10/1		1日足光別		
各種商品小売業	令和4年度改正申出なし					
H ITIMHH 1 707K						



令和4年10月24日

茨城労働局長 下角 圭司 殿

茨城地方最低賃金審議会 会長 清 山 玲

茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和4年9月8日付け茨労発基0908第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

茨城県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 適用する地域 茨城県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による製品の洗浄又は包装の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間 1,004円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和4年12月31日



令和4年10月25日

茨城労働局長 下角 圭司 殿

> 茨城地方最低賃金審議会 会長 清 山 玲

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具 製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年9月8日付け茨労発基0908第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次の とおり改正決定すること。

- 適用する地域 茨城県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) はん用機械器具製造業
- (2) 生産用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (3)業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機 械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、 光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から(3) まで掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しく はバリ取りの業務
 - ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
 - 1時間 964円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日令和4年12月31日



令和4年10月24日

茨城労働局長 下角 圭司 殿

> 茨城地方最低賃金審議会 会長 清山 玲

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、 医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部 品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、 時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年9月8日付け茨労発基0908第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・ 医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金 を次のとおり改正決定す ること。

- 1 適用する地域 茨城県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器 具製造業(測量機械器具製造業を除く。)
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(音響部品・磁気ヘッド・小 形モータ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う 事業所を除く。)
- (5) 電気機械器具製造業(電球製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理、 補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (6) 情報通信機械器具製造業(ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (7)時計・同部分品製造業
- (8) (1)、(2)、(3)又は(7)に掲げる産業において管理、補助 的経済活動を行う事業所
- (9) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) から(7) まで掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若し くはバリ取りの業務
 - ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を 用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額1時間 961円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和4年12月31日

令和4年度 特定最低賃金改正状況

10/27

鉄鋼業最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	結審日	備考	令第6条5 項適用
愛知	A	996	1018	22		10/4		
千 葉	A	1023	1054	31		10/7		
大 阪	A	(996)			1		(必要なし)	
神奈川	A	(874)			_		(必要なし)	
東京	A	(871)			_		(必要なし)	
兵 庫	В	992	1024	32		10/3		
広 島	В	995	1024	29		10/25		
静岡	В	954	979	25		10/6	非鉄金属を含む	
茨 城	В	975	1004	29		10/24		
福岡	С	980	1010	30		10/5		
北海道	С	979	1000	21		9/27		
岡山	С	985	1010	25		10/5		
μ п	С	995	1024	29		10/7	非鉄金属を含む	
和歌山	С	977	1008	31		10/20		
群馬	С	946	976	30		10/24		
宮城	С	953	983	30		10/7		
大 分	D	981	1010	29		10/21		
島根	D	954	987	33		9/30		
青森	D	929	958	29		9/27		
岩 手	D	878					金属製品を含む	

令和4年度特定最低賃金改正状況

10/27

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

都道	府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	結審日	備考	令第6条 5項適用
愛	知	A	(968)			-		(※必要性なし)	
大	阪	A	997	1028	31		9/26	金属製品、輸送機械を含む	
千	葉	A	(922)			-		(※必要性なし)	
神系	三三	A	(857)			-		(※申出なし)	
東	京	A	(832)			_		(※申出なし)	
静	岡	В	970	995	25		10/17	輸送機械を含む	
兵	庫	В	960	993	33		10/3		
滋	賀	В	953	978	25		10/26		
広	島	В	958	984	26		10/26		
栃	木	В	939	970	31		10/13		
長	野	В	927	956	29		10/17	輸送機械を含む	
富	Щ	В	934	960	26		10/26	輸送機械を含む	
茨	城	В	935	964	29		10/24		
岡	Щ	С	952						
香	Ш	С	970	1000	30		10/11		
石	Ш	С	946					金属製品、電気機器を含む	
徳	島	С	945	977	32		9/26		
奈	良	С	(905)			_		(※必要性なし)	
群	馬	С	935						
福	井	С	874	915	41		10/20		
愛	媛	D	957	963	6		10/13		
長	崎	D	(875)			-		輸送機械を含む (※必要性なし)	
島	根	D	930	963	33		10/24		
佐	賀	D	896						
Щ	形	D	888						

令和4年度 特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光 学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器 具、時計・同部分品製造業最低賃金

10/27

雷气機械哭且魁浩業	(電子部品・デバイス	• 雷子回路	雷気機械哭且	情報通信機械器具製造業)	関係
	(B) D) D () / ' / '		PP: 人いなりのもにって、		

都道			改正前時間額				結審日	備考	令第6条 5項適用
神奈	≨ ∭	A	(890)			_		(申し出なし)	
埼	玉	Α	981	1013	32		10/3		1
千	葉	Α	981	1013	32		10/5		
大	阪	Α	(994)			_		(必要性なし)	
愛	知	A	(901)			_		(必要性なし)	
東	京	A	(829)			_		(申し出なし)	
京	都	В	957						
静	岡	В	939	964	25		10/7		
滋	賀	В	939					精密機械を含む	
栃	木	В	940						
山	梨	В	934						
\equiv	重	В	927	952	25		10/13		
兵	庫	В	930	961	31		10/3		
長	野	В	916	945	29		10/13	精密機械を含む	
茨	城	В	932	961	29		10/24	精密機械を含む	
広	島	В	924	953	29		10/24		
富	Щ	В	879	910	31		10/24		
福	岡	С	947	977	30		10/5		
新	潟	С	936						
群	馬	С	935						
奈	良	С	891						
岐	阜	С	907	929	22		10/17		
香	ļ 川	С	913	942	29		10/13		
徳	島	С	911	942	31		10/21		
北海		С	924	955	31		9/30		
山		C	921	948	27		10/13		
石	III	C	896						
岡	<u>山</u>	C	904						
福	井	C	(857)			_		(必要性なし)	
宮	城	С	890	919	29		10/12		
愛	媛	D	921	947	26		10/19		+
山	形息	D	872					1	+
福	島岩	D	856	000	2.0		10/05	+	+
佐	<u>賀</u>	D	867	900	33		10/25	+	+
秋	田 杰	D	861	891	30 29		10/19	+	+
<u>青</u> 長	<u>森</u> 崎	D D	859 864	888	∠9		9/28	+	+
鳥	取	D D	864 825	859	34		10/18	+	+
大		D D	864	დეგ	ა4		10/10	+	+
熊	<u>分</u> 本	D D	863	896	33		10/5	+	+
岩	手	D D	847	090	აა		10/0	+	+
島	丁 根	D D	853	882	29		10/20	+	+
<u></u> 鹿児		D	(842)	004	∆ <i>3</i>	_	10/40	(必要性なし)	+
宮	<u>」</u> 崎	D	(831)			_		(必要性なし)	+
占	町	ע	(031)			_		(必安性なし)	

精密機械器具製造業(業務用機械器具、その他の製造業) 関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	結審日	備考	令第6条 5項適用
埼 玉	Α	990	1022	32		10/3		
千 葉	Α	(887)			_		(必要性なし)	
愛知	A	(875)			_		(必要性なし)	
兵 庫	В	931	963	32		10/3		
栃木	В	940	971	31		10/21		
福島	D	(889)			_		(必要性なし)	
岩 手	D	856	886	30		10/25		